

緊急声明

2013年9月27日

MR I 被害弁護団

団長 弁護士 山口 広

米国証券取引委員会（SEC）は、9月11日、MR I インターナショナル、フジナガ及びCSA（MR I の関係会社）に対して、訴訟及びインジャンクション、TRO（一方的緊急差止命令）をネバダ州連邦地裁に申立し、翌12日、同地裁はTROの決定を下した。

この申立や決定などは封印命令が出ていたため公表されてこなかったが、米国時間9月26日朝にこの封印命令が解除されたので、本日、被害弁護団としての意見を表明する。

TRO決定は、MR I 及びフジナガラに対し、業務停止はもとより資産凍結、処分禁止を求めるだけでなく、資料開示、文書破棄禁止、証拠開示の前倒し等を命じるもので、極めて広範かつ強力な命令の内容となっている。

当弁護団は、当初から継続的に、直接渡米して日本の被害実態・窮状を説明し、被害者聴取に協力し、また内部告発者の情報を提供するなどして、SECが米国の違反事業者の摘発を自ら行うよう求めてきたところであり、これに呼応してSECが自ら申立をなし、上記決定を得たことは高く評価出来る。

添付資料によると日本の証券取引等監視委員会の調査の成果がSECの申立に強く反映されており、日米両国の当局者が相互に協力して執行手続を推進していることについて評価するとともに、今後も期待するところである。

当弁護団の米国における代表事務所であるロスアンジェルス弁護団によるインジャンクション決定がすでに9月12日に下されており、その決定に基づく諸手続にすでに着手したところであるが、当弁護団としては、これに加え、SECの上記手続に全面的に協力して、情報収集及び資産凍結を推し進め、それにより効果的な被害回復を一日も早く実現すべく、今後も活動していく所存である。

以上